

名古屋市感震ブレーカー設置助成金事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は名古屋市感震ブレーカー設置助成金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請の時期)

第2条 要綱第6条第2項に規定する令和6年度の交付申請の時期は、令和6年6月11日から令和7年1月31日、もしくは受け付けた交付申請書に係る助成金交付申請額の総額について、要綱第5条第1項におけるいずれかの区分において予算の範囲を超えた日（以下、「終了日」という）のうちどちらか早い日までとする。

2 交付申請の時期が終了日で終えた場合は新たに交付申請の時期を定めることができる。なお、新たな交付申請の時期については、市長が別に定める日から令和7年1月31日までとする。

(補欠)

第3条 市長は、要綱第9条において補欠を決定したときは、それぞれの期ごとにに対して、補欠番号を付して補欠決定通知書（様式1）により申請者に通知する。

- 2 補欠は、補欠を辞退するときは、補欠辞退届（様式2）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、補欠が助成金の交付対象に該当しなくなった場合、または、新たに申請をした場合、補欠決定を取り消すことができる。
- 4 市長は、前項の規定により補欠決定の取り消しをした場合、補欠決定取消通知書（様式3）により申請者に通知する。
- 5 補欠の期間は、令和7年1月31日までとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(様式 1)

年　　月　　日

様

名古屋市長

補欠決定通知書

年　　月　　日付け感震ブレーカー設置助成金に係る申請につきましては、下記の通り通知します。

記

1 補欠番号	
2 注意事項	<p>(1) 本通知書は、助成金の交付決定を確約するものではありません。</p> <p>(2) 本通知書による補欠としての権利の有効期限は、令和7年1月31日までです。</p> <p>(3) 補助金の交付決定前に事業に着手すると、補欠としての権利を失います。</p> <p>(4) 補欠を辞退される場合は、補欠辞退届（様式2）を提出してください。</p>

(様式2)

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(申請者) 住所
姓
氏名
生年月日
電話番号

補欠辞退届

下記の理由により、先に決定を受けた補欠を辞退します。

記

補欠番号	
辞退する理由	

(様式3)

年　月　日

様

名古屋市長

補欠決定取消通知書

年　月　日付けにて通知した補欠決定につきましては、下記の理由により、取り消しましたので通知します。

記

1 取消となる補欠番号	
2 取 消 日	
3 取 消 の 理 由	